

わかりやすいマフラー新制度のハナシ

2010年4月1日から

交換用マフラーの新しい認証制度がスタートします。

★これだけ押さえておけば安心、ポイントはここ！★

国産車の場合

新制度の対象は
2010年4月1日以降に
生産された車両のみ！

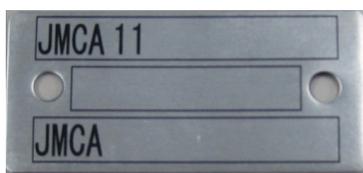
施行日より前に「**生産**」された車両は新制度の対象になりません。2010年4月1日以降に購入した車両でも、**製造日**が2010年4月1日より前の車両であれば**従来の車検対応交換用マフラー**が使用可能です。

輸入車・逆輸入車の場合

新制度の対象は
2010年4月1日以降に
通関された車両のみ！

施行日より前に「**通関**」された車両は新制度の対象になりません。2010年4月1日以降に購入した車両でも、**通関日**が2010年4月1日より前の車両であれば**従来の車検対応交換用マフラー**が使用可能です。

新規制対象車両に装着可能なマフラーはコレだ！



公的認証試験済みの新認証表示プレート

←このプレートが付いていれば新規制適合の目印。
安心して公道での使用ができ、もちろん車検もOK！

※アールズギア製品で代表的な車種のマフラー(CB1300SF、FZ-1、DAEG用など)は**既存品の仕様のまますでにJMCAが行った事前試験をクリアしています**。従って、新規制施行後対象モデルでもこれまでと同様に官能的なワイバンスoundをお楽しみいただけます。
(新規制施行後は新認証プレートがついた商品を別途リリースしていきます。)

- ・対象となる規制は車検証の記載事項で確認ができます。(「平成22年騒音規制車」と記載されます。)
- ・上記の新認証プレートが付いていない交換用マフラーを新規制対象車両に装着している場合は、すべて「**違法マフラー**」とみなされます。
- ・車両型式が同じでも従来のJMCA認定マフラーは新規制対象車両には使用できません。

「一応リクツはわかったけど…、自分のバイクはどの規制が対象になってるんだろう…？」

確認の方法は簡単、車検証をチェック！

あなたのオートバイの車検証をご覧ください。

車検証の備考欄(車検証の最下部)に「マフラー加速騒音規制適用車」と記載されている場合は新規制対象車両です。マフラー交換をお考えの場合は上記の新認証プレートを目印に、新規制に適合した交換用マフラーをお選びください。

※新規制のさらに詳しい内容については、国土交通省、JMCA等にお問い合わせください。